

議員定数に関する調査特別委員会記録

令和6年2月27日（火）午前9時59分～午前10時48分（909会議室）

○出席委員（11名）

委員長	半沢 正典	副委員長	斎藤 正臣
委員	高木 直人	委員	浦野洋太郎
委員	佐藤 勢	委員	山田 裕
委員	遠藤 幸一	委員	根本 雅昭
委員	川又 康彦	委員	羽田 房男
委員	黒沢 仁		

○欠席委員（なし）

○議会事務局出席者

事務局長	佐藤 光 憲	次長兼総務課長	山田 正 明
議事調査課課長	加藤 淳	議事調査課課長補佐兼議事係長	梅津 司
総務課庶務係長	神野 由希子		

○議題

1. 追加資料について
2. 委員会の調査日程（案）について

午前9時59分 開 議

（半沢正典委員長）これより議員定数に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の進め方についてであります。前回、福島市議会の変遷、議員定数の変遷、また地方自治法の内容、そして前回の議員定数削減特別委員会の議論の内容等について皆様にお示しいたしました。今回は、また新たに追加の資料といたしまして、議会基本条例の31条の1項、2項に基づいた資料を提示する予定となっております。1項につきましては、将来予想等になっておりまして、本市の人口ビジョンと大きな関連があります。そちらのほうの資料の整理につきましては、現在執行部のほう等でも実施しているという状況で、現在整理中ということもありまして、整理後速やかに、新年度になりましたら皆様のほうにその資料を基に提示していきたいというふうに考えております。

本日は、31条の2項にもありますように、人口と議員定数、面積、財政状況等、そのような内容を基に皆様に資料を用意しましたので、ご確認の上、皆様からの要望、発言をいただきたいと思います。

それでは、配付資料をご覧ください。

まず、事務局より資料①と②について説明をいたさせます。

(議事調査課主査) それでは、資料①、市議会議員定数に関する調査結果という資料をご覧ください。

こちらの資料は、全国市議会議長会の作成した資料になりまして、令和5年4月に公表されたものになります。

右上にページ番号振ってございますので、こちらの赤のページ番号の5ページをお開きください。この調査結果は、令和4年の12月31日現在における全国815の市を対象に市議会議員定数の状況をまとめたものになってございます。

7ページにお進みください。表の3をご覧くださいいただければと思うのですが、こちらに市議会議員定数の状況が記載されてございます。令和4年12月31日現在の議員定数は1万8,876人で、こちらを1市当たりいたしますと、平均が23.2人となっております。

そのまま下に進んでいただきまして、表の4をご覧ください。こちらに人口段階別に見た市議会議員の定数の状況が記載されてございます。福島市が該当いたします人口段階でございますが、20万人から30万人未満の市区数の数でございますが、こちらが47の市と区の数がございまして、こちらに該当する議員定数は1市当たり平均で30.8人となっております。

8ページ以降につきましては、こちらは815の市の議員定数の状況が市町村ごとに記載されてございます。

32ページまでお進みください。表の6なのですけれども、こちらの調査時点におきまして、2022年、令和4年の12月31日現在でございしますが、2023年の1月1日以降に議員定数の条例改正が適用される市の一覧となってございます。該当する市は63市ございまして、この中で議員定数が増加した例というものはございません。

次に、資料②—1をご覧ください。人口類似市の議員定数等一覧の人口順となっております。この資料は、先ほど説明いたしました資料1を基に福島市の人口類似市の議員定数等をまとめたものになってございます。資料②が1から4までございますが、こちらは同一のデータを人口順、面積順、財政力指数順、議員定数順に並び替えたものになってございます。

こちらの資料の見方につきまして、人口順でご説明をいたします。まず、右上の四角の囲みのほうをご覧ください。この表の対象となっておりまして、人口が25万人から30万人の人口の自治体を記載してございます。人口は、令和4年12月31日現在の住民基本台帳の人口となっております。議員定数は、令和5年10月31日現在となっております。朱書きの部分、人口順でいいですと10番の大阪府の八尾市になりますが、こちらにつきましては令和5年4月以降に条例が適用された自治体となっております。米印5番目の財政力指数ですが、こちらにつきましては地方公共団体の財政力を示す

指数となってございまして、基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値となってございます。こちらの数値が大きいほど財政力が高いことを示してございます。

次に、項目についてご説明いたします。まず、先ほど委員長のほうからもございましたとおり、議会基本条例の31条において議員定数の基準としております人口、面積、財政状況、議員定数等を記載してございます。

財政状況につきましては、令和5年度の一般会計予算額と今ほど説明いたしました令和3年度の財政力指数を記載してございます。

現在の議員定数は、オレンジ色でマーカーしている部分になってございまして、現条例定数Bという項目になります。こちらの人口25万人から30万人の議員定数の平均を見ますと、31.7人となってございます。

その左隣にございます改正前定数Aというのは、現在の条例となる前の議員定数でございまして、その右隣にございます減員数というのは条例の改正によりまして減少した議員数となってございます。

その隣にございます条例定数改正年月は条例の施行年月となってございまして、議員定数の条例適用に関しましては、議員定数の条例につきましては条例の施行の日以後初めての一般選挙からになってございますので、少しタイムラグがございます。

議員1人当たりの人口、面積、予算額につきましては、それぞれの項目を議員定数で割ったものでございまして、人口密度は人口を面積で割ったものとなってございます。

右の欄でございますが、議員定数の自治体数の内訳となってございます。例えばですが、議員定数が38のところは市数が1となってございますが、こちらはこの表中の20個の中で議員定数が38の市は1つということを表してございます。

この人口順でいきますと、福島市につきましてはこのピンクの部分になりますが、人口は少ないほうから13番目となってございます。

なお、資料②の2、3、4でご確認いただけますが、面積順でいきますと福島市は小さいほうから17番目、財政力指数順でいきますと小さいほうから10番目、議員定数順ですと少ないほうから17番目となっております。

資料①と資料②の説明につきましては以上となります。

（半沢正典委員長） 今ほど事務局のほうから議会基本条例31条の2項に基づきまして、議員定数を検討する場合に必要な検討事項といたしまして、人口、面積、財政力、また現在の議員定数を鑑みというように条例に規定されておりますので、それに基づきまして皆様に資料をお示しさせていただいたところです。項目が別々になっていきますけれども、中身の数字はみんなもちろん同じで、並べ替えただけだということでご理解いただいて、より分かりやすい資料をご用意したというふうにご理解いただければと思います。

ただいま事務局から説明がありました資料①と②につきまして、皆様のほうから何か質問、確認事項がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(川又康彦委員) 頂いた資料の資料②—1の人口類似市の議員定数等一覧のところなのですけれども、こちらに書いてある一般会計予算額という部分と議員1人当たりの予算額、議員の人数で割った部分だと思うのですけれども、これというのは1人当たり、福島市で見ると327万7,143円ということかと思うのですけれども、これは議員報酬以外の部分で、どういう部分が予算の中に入ってくるという感じで考えればいいのですか。

(議事調査課長) こちらにつきましては、あくまでも予算総額で、総額を議員の数で割った数字になりますので、単純な人数で割った数字という内容になっております。

(半沢正典委員長) 単位が書いていないのだな。

(川又康彦委員) 単位が違うの。

(半沢正典委員長) 単位が1,000円でしょう。

(川又康彦委員) 単位1,000円なの。

(半沢正典委員長) 1,000円の単位が抜けているのでしょうか。

(川又康彦委員) 一般会計予算額には1,000円と書いてありますね。

(議事調査課長) 失礼いたしました。単位が抜けておるということでございます。

(半沢正典委員長) ご指摘ありがとうございます。

今ほどありましたのは、資料の中の議員1人当たりの予算額について川又委員より確認の質問がありましたが、一般会計予算額、単位が1,000円に對しまして、単位が抜けているということで、1,000円単位の表記だというふうなことでご訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

(川又康彦委員) 委員長、違います。だって、一般会計の予算額を35で、3で割っただけだよ。4で割っただけではない。1,000円単位だったら。

(半沢正典委員長) 32億円で、35人だから、それぐらいになるのではない。

(川又康彦委員) 一般会計予算額が11億4,700万円。

(半沢正典委員長) 1,147億円。

(川又康彦委員) いいのか。

(半沢正典委員長) ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) それでは、資料①については質問ないようですので、次の資料③、④に移りますが、最後一括して、通して質問あれば受け付けますので、次に移りたいと思います。

それでは、資料③、④につきまして事務局より説明をいたさせます。

(総務課庶務係長) では、資料③をお開きください。先ほどの説明で議員1人当たりの予算額ということでちょっと話題が出たのですが、こちら資料③につきましては、令和5年度予算に係る議員に係

る経費について抜き出ししまして、算出した資料になってございます。

1番の議会経費総額ですが、こちらは福島市の一般会計の総額から災害復旧費を差し引いた額に占める議会費の割合を算出したものでございます。議会費の総額予算が6億4,477万4,000円になりまして、一般会計額1,147億円から災害復旧費の20億1,000万円を差し引きしました1,126億9,000万円、こちらと比較しますと、一般会計における割合が0.57%となっております。

次に、2番の議員数の増減により変動する経費ということで、こちら議員お一人当たりの年額の経費を算出したものになりますが、まず(1)番、議員に帰属する定額の経費の部分でございまして、こちら①番、報酬です。こちら月額59万9,000円の12月分ですので、718万8,000円になります。

次に、2番、期末手当ですが、こちらは月額59万9,000円に支給割合の3.35月と1.2を掛けまして、240万8,000円になります。

次の③、共済費ですが、こちらにつきましては平成23年6月1日に議員年金制度は廃止されましたことから、年金受給者への給付を継続するための負担金になりまして、まず議員共済負担金としまして、標準報酬月額の60万円に12月を掛けまして、負担金率の31.5%を掛けたものと、あとこちら1万3,000円とありますのは議員共済事務負担金になりまして、お一人1万3,000円ということになります。こちら合わせまして228万1,000円になります。

④番、政務活動費です。こちらは、月額10万円の12月分ですので、年間で120万円になります。

⑤番、タブレット端末、議会会議システム使用料及び賃借料になりますが、こちらは今皆様がお使いになられていますタブレット端末、こちらの使用料とその中に入っておりますサイドブックスのアプリの使用料になりまして、こちら年額でかかるものを議員の数、35で割り直して算出したもので、7万4,000円になります。

今申し上げました1番から5番の合計額、こちらが1,315万1,000円になります。

次に、(2)番、議員の議会活動により変動する経費ですが、まず①番、費用弁償、こちらは定例会議、緊急会議、各常任委員会、所管事務調査、議会運営委員会、全員協議会、代表者会等の協議等の場、あと行政視察、議長会関係などのそちらに伴う旅費の費用弁償になります。こちらが36万円です。

②番が旅費ということで、随行業務や議長会関係の旅費になりまして、こちらが6万9,000円になります。

③番、負担金ですが、こちらは県議長会の議員研修会や4市の全体会議、3市の研究会に係る負担金になりまして、1万4,000円になります。

1番から3番までの合計金額が44万3,000円になります。

先ほど申し上げました1番の経費と2番の経費を足し上げますと1,359万4,000円になります。

次のページをご覧ください。こちらは、福島市全体の予算を科目別に表した表になりますので、各科目ごとの予算が全体に対してどのような構成比になっているかを示した表になってございます。

次のページをご覧ください。こちらは、令和4年度予算に関しての議員に係る経費について示したのものになりまして、内容としましては先ほどご説明申し上げました令和5年度予算と同じ内容の構成比になっていますので、まず令和4年度予算については、1番の議会経費につきましては一般会計における割合は0.57%、2番の全体の経費というところでは1,360万5,000円になります。

ページをおめくりください。こちらは、令和4年度予算の科目別の歳出予算を示した表になってございます。

次のページをお願いいたします。こちらが令和3年度予算についての経費をまた同じように示したのものになりまして、令和3年度につきましては議会経費総額というところで一般会計における割合は0.60%、2番の議員1人当たりの年額の経費につきましては1,359万5,000円になってございます。

ただいま令和5年度から令和3年度までの3か年を比較いたしました、数字的にそんなに大きな変動はないことが見てとれるかと思えます。

議員に係る経費についての説明は以上となります。

(半沢正典委員長) 続いて、資料④をお願いします。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) それでは、資料④—1、参考資料をお開き願います。ガバナンス令和4年10月号と記載してあるものでございます。こちらについては、自治体関係の雑誌でございませうガバナンスの転載となりますけれども、大正大学の江藤先生という教授ですけれども、学説、論説が載ってございましたので、ご参考までにご提供させていただくものでございます。

資料の左側のところで、定数と報酬の関係はある？ない？というふうに書いてございます。今し方議員活動に係る経費というお話がありましたけれども、江藤先生のご意見としては、マーカーしてある部分でございます。議員報酬の増額検討と併せて議員定数についても検討されることが多いと、議会の条件として併せて検討することは必要だとしても、それぞれは別の論理ですと。それぞれ独自に根拠を示さなければならないということで、マーカーの一番上の部分、そんな意見を述べていらっしゃいます。

さらに、下の下の段ですけれども、またマーカーの部分です。人口基準等の基準については、人口基準を採用する場合は、仮説であってもその根拠を明示する必要がありますよ。その上で、議会の存在意義である討議できる人数を根拠に定数を提案していますというようなことを申しております。

また一番下の段のマーカー部分でございます。論点1と書いてあるところです。討議できる人数として、1常任委員会につき少なくとも七、八人を定数基準としたいというご意見です。これに委員会数を乗ずる数が定数となるという考え方を示しています。我が市の場合、4つの常任委員会でございますので、例えば7人であれば四七、二十八と、8人であれば四八、三十二というような、そういう考え方ということになります。

最後のマーカーの部分です。後ろのほうです。ここで強調したいのは、議員報酬と議員定数は別の論理であるということを述べていらっしゃいます。

この資料については、昨年度開催いたしました議会改革検討会でも提供した資料でございますので、なお再度ご提供ということで掲載をさせていただきました。

もう一つ、資料④—2でございます。こちら右上に顔写真が載っている資料でございます。こちらは、今年1月に県の市議会議長会の研修で江藤先生が講演されたときの参考資料として配付をした中身でございます。また真ん中左側のマーカー部分でございますけれども、議員報酬と定数は別の論理ですと。そもそも報酬や定数の根拠は何かという問いが発せられます。それぞれを独自に説明しなければならないということで、江藤先生の考えとして述べていらっしゃると思います。これから先、議員の皆様方でご協議、ご議論いただく内容であろうかと思っておりますけれども、一つの学者の意見として、ご参考までにご紹介をさせていただきました。

資料④につきましての説明は以上でございます。

(半沢正典委員長) ただいま事務局より資料③と資料④—1、2について説明がありました。

議員定数のこれからの議論につきましては、何度も言うようにですけども、議会基本条例31条の1、2に基づいて議論を進めていきます。資料の①、②については、それに基づき提示したものであります。今ほど説明した資料③、④につきましては、より議論を深化していく上での参考資料ということで、そのような位置づけだということでご認識いただきたいというふうに思います。

ただいまの資料③、④の説明につきまして皆様のほうから確認または質問事項がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(羽田房男委員) 資料③について伺います。

1 ページ、令和3年度、令和4年度、令和5年度、同じ資料なので、令和5年度の予算について、2番の③の共済費は、ご説明では年金受給者への負担だということと、あと何を負担されているのか。

(総務課庶務係長) こちらにつきましては、年金給付のための事務の負担金ということで、お一人当たり1万3,000円ということでの負担になっております。

(羽田房男委員) この228万1,000円から1万3,000円を引いた額がいわゆる年金受給者に対しての負担であるという理解でよろしいですか。

(総務課庶務係長) そのとおりでございます。

(羽田房男委員) 以前にも申し上げたのですが、議会費の経費としては、これは妥当だと思うのです。ただ、私たちの負担金なのかということになりますと、平成23年の年度末をもって議員年金は廃止になったのです。ここにいる方でそのときいらっしゃったのは、委員長、私、黒沢委員だけかな。もう東日本大震災から13年であるわけですから、そういう方、新しい方ですね。そういう意味で、以前にも申し上げたのですが、この共済費の退職者、いわゆる年金受給者に対しての負担をこういう場でお示しをするのは、私は疑問なのではないかという指摘を申し上げました。局長、どうですか。これはやっぱり議会費の負担ということだから、参考までに出したということと、新しい議員さんが大半

を占めている中で、失礼な言い方ですけれども、ちょっと分からないですね。そういう意味では、果たしてこれを進めるにあたって、ああ、何だ、こんなに出しているのみたいな、例えば定数が減ればもっと負担が増えるわけですね。そういうことをこの委員会の中で示すというのは、私はどうなのかなというふうに思っているの、ちょっと見解だけ。見解だけで結構ですから。

（議会事務局長） 今回お示ししておりますのは、全体経費として幾らかかっているかということをお示ししているものでございます。皆様には、この共済費の取扱いについては、そういうものなのだよなというふうに把握した上でこの金額を見ていただければ、そういう意味では問題ないかというふうに思っております。

（羽田房男委員） そうであれば、前段に、要は平成23年の年度末、3月31日をもって議員年金は廃止をされていますが、という前提で皆さんに、今の議員さんに、私も現職の議員ですけれども、そういう経過もなかなかお分かりにならない方もいらっしゃると思うのです。そういう意味では、主語が議員年金は平成23年の年度末をもって廃止になりましたが、ということで、一応議員の経費としてこれを負担をしておりますという形でご説明をいただかないと、この共済費の負担が減ったり、減ることとはちょっとないですけれども、増える、言い方、そうするといろんな問題が出てくるので、ですからそういう前段にそういうことを申し上げて、共済金、こういうわけで議会費として負担をしておりますという形で今後はお示しいただければと思います。

以上です。

（半沢正典委員長） そしたら、せっかくの機会なので、羽田委員からも指摘がありましたから、この共済費がどういう経緯で現在こういう負担しているのか、その辺を先ほどの説明に補足で付け加えていただきたいと思います。

（議会事務局次長兼総務課長） 羽田委員ご指摘のとおり、平成23年の6月にこの制度は廃止になってございます。その後、現在も退職者年金としていただいている議員の方と、それからお亡くなりになってその配偶者の方が遺族年金として受給されている方が全国にたくさんいらっしゃるわけです。それを現在の市が、今多くあるわけですが、全体の支給額に対して人数で、およそそれぞれ各市に分担金をお願いしますよというような形でこの共済費の負担を求められているものと思われます。ですので、その受給者が減っていけば、将来的にはなくなっていく、それが何年後かというのはちょっと分からないのですけれども、将来的には制度的に終わるということもあるのかもしれませんが、現状では我々のほうには求められている金額を各市で負担をしているというのが状況でございます。福島市内においても大体五十数名の方が受給されておりますので、そういった方に退職年金、遺族年金が支給されているというのが制度の現状的なお話の概略でございます。

（半沢正典委員長） ただいま共済費につきまして補足説明がありました。そのような状況をまず理解していただくということと、こっちは議会費ですので、先ほど局長からありましたように、議会として支出している経費に該当するので、それも算入したということでご理解いただきたいと思い

ます。

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) それでは、ひとまずないようですので、資料⑤の説明に移りたいと思います。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) 資料⑤でございますが、数がたくさんございまして、黒いフォルダーでございます。資料⑤、平成26年の定数削減調査特別委員会の概要ということでお開きいただければと思います。

こちら2種類の資料についてご準備をいたしました。まず、最初のものをお開きいただけますでしょうか。第6回、平成26年8月28日、会議の概要と書いてございます。こちらについては、前回の委員会で平成26年に設置しました特別委員会の委員長報告をご提示させていただいたところでございます。その委員長報告に至る各会派の考え方、議論の経過というものを細かくぜひ知っておきたいというご意見をいただきましたので、事務局のほうで準備をした資料になります。概要版につきましては、こちらは委員会記録のうち、参考人招致の後、議員定数についてご議論いただきました部分を抜粋して作成した、ほぼ委員会記録に近い内容の記録になってございます。出席議員、それから事務局の出席者など書いてございまして、議員定数に関する議論の部分を抜粋してございます。ただ、発言した議員名については、会派名ということで若干読替えをして作成した資料になっております。こちらのほうは、ほぼ委員会記録に近い状況ということで、それぞれの会でどのような議論をなされたのかということでお読み取りをいただける資料として作成いたしましたので、それぞれお読み込みをこれからいただければと思います。

もう一つの資料でございますが、その隣にあります黄色い枠がかかっている第6回資料ということで、こちらのほうをお開きいただきたいと思います。こちらについては、それぞれの委員会の開催前に各会派から考え方をまとめていただいた資料でございます。議員定数により削減すべき人数とその理由、根拠についてということで、会派ごとのお考えをお示しいただいていて、これで8月から、すなわち第6回の部分から第9回、平成26年の11月まで、同じ性質の資料をご準備をしてございます。そして、一番最後の部分でありますけれども、GG第9回資料2ということで、黄色の枠がかかっていない横枠の資料がございます。これが最後の委員会でまとめを行いました各会派ごとの具体的な削減すべき人数、それから意見の集約表ということで、一番考え方がまとまったものとなってございます。議論の経過等をお読み取りいただきますと、支所単位ですとか、あるいは委員会の委員数、そういったものも踏まえながら議論が経過しまして、このようなまとめになっていたということをお読み取りいただけるかと思います。資料の内容が膨大でございますので、こういうものをご準備いたしましたということと性質について概略を説明させていただきました。

資料⑤について、説明は以上でございます。

(半沢正典委員長) 資料⑤について今ほど事務局より説明がありました。

この資料は、今ほどありましたように、前回の委員会のときに川又委員より要望のあった資料であります。

資料⑤について皆様のほうから同じように質問並びに確認事項等がありましたら、挙手の上、ご発言ください。

開示請求の話はしなくていいのだな。

（議事調査課課長補佐兼議事係長） できれば事務局といたしましては前回の委員会記録をそのままお出ししたいということもあったのですが、原則委員会記録につきましては開示請求の対象となる性質でございますので、若干加工した形で、資料として今回、前回の委員会の協議の内容を皆様にお示しをさせていただきました。補足の説明でございます。

（半沢正典委員長） 今ほどありましたように、委員会記録というのは、規定によりまして、開示請求がないと我々も見られないということになっていますので、これはあくまでも委員会の議事録ではなくて、加工したものを皆様のほうにご提示したというふうな形でご理解いただきたいと思います。

（川又康彦委員） 規定というのは具体的に何の規定になるわけなのですか。

（半沢正典委員長） 開示の。

（川又康彦委員） はい。開示請求になるというのはどういう規定になるわけなのですか。ちなみに、例えば今現在だと、数年前から委員会記録というのも検索システムで見ようと思えばもう見れるような状況になっていて、それ以前のものについて、我々見る段階でも、議員の中でも、一般の方が見るについては開示請求でも当然なのかなとは思っているのですが、その規定というのはこういった部分で決められた規定になっているのですか。

（議事調査課課長補佐兼議事係長） 公文書開示請求ということでしたら形になります。その根拠ということですか。情報公開条例。

（川又康彦委員） 例えば議会の中で、委員会で資料請求という形でいろいろな市の文書等を頂く場合がありますけれども、開示請求という形になってしまうと、もう完全に違う形になってしまおうのですけれども、それはどういうふうに我々としては考えればいいのですか。正直言うと、もっと議員側からすると、過去の議事録については比較的簡便に見てもしかるべきではないかと思っておりますし、他市の場合だと、そういったことは可能になっているところなんかも見受けられるのですけれども、この委員会の場で聞くのはちょっとどうなのかなと思いますが、その辺についてはどういうものなのですか。

（議事調査課課長補佐兼議事係長） 扱いについては、福島市の情報公開条例に基づきまして開示請求をいただいているのが実態でございます。委員会で資料請求いただいたものについては、先例によって当局側、この場合議会事務局になりますけれども、出せると判断したものについてはお出しを極力している性質のものになります。基本的には委員会の記録については、今のところ、情報公開条例に基づいて取扱いをしているということですので、これは別にご議論いただければ幸いです。

(半沢正典委員長) ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) それでは、用意した資料の1から5まで説明をさせていただきました。

それぞれ区切りまして質問等を受け付けましたが、通しまして何かありましたら、ここでもう一度質問を受け付けたいと思います。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) 本日用意した資料は以上です。

冒頭に申しましたように、1項に関わる資料についてはまた整理した上で、次回を目途に皆様のほうに用意したいというふうに正副委員長では考えております。

ほかに皆様のほうから追加を必要とする資料等がありましたら、ここでご発言をいただきたいと思っています。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) 今言わないと未来永劫出せないということではないので、今時点では特にはないということの理解をさせていただきました。

それでは、(2)の委員会の調査日程案についてお諮りいたします。

それでは、今後のスケジュールについて。

(議事調査課主査) 今後のスケジュール案について説明させていただきます。

案としまして2つございます。まず、資料⑥、今後のスケジュール案1のほうをご覧くださいと思います。案1につきましては、今日が3番目の2月27日になりまして、4番以降のスケジュールになりますが、まず4番の4月下旬に参考人招致の候補者の選定、聴取項目につきましてご協議いただきまして、5月下旬に参考人、聴取項目の決定、7月に参考人招致を想定しております。8月以降につきましては委員における協議を行っていただきまして、令和7年の4月から委員長報告のまとめに入りまして、令和7年6月に委員長報告をするスケジュール案となってございます。

次に、資料⑥の今後のスケジュール案2のほうをご覧くださいと思います。案2につきましては、10月に行政視察を想定したスケジュールとなっております。5番の5月下旬までは案1と同様のスケジュールとなっておりますが、7月に参考人招致に加えまして、行政視察先候補の選定及び聴取項目についてご協議いただきまして、8月に行政視察先及び聴取項目の決定、10月に最近議員定数を改正した自治体等の行政視察を想定してございます。11月に行政視察の振り返りを行いまして、その後に委員における協議を行っていただくスケジュールとなっております。1月以降のスケジュールは、案1と同様となっております。

スケジュール案の説明につきましては以上となります。

(半沢正典委員長) 本日は第3回の委員会ということで、4回以降の委員会のスケジュールを今お示しさせていただきました。

①、②では大きくは行政視察を入れるかどうかということなのですが、正副委員長といたしましては、より議論を深化させた上で、委員会として一定の方向性を見いだしたいという思いから、行政視察、近年議員定数を改正したところ等の経過等を聴取する必要もあるのかなということで、②の今後のスケジュールを皆様のほうには提案したいと思いますが、いかがでしょうか。特段必要ないというのであれば、それこそ委員の方がそういう形であれば、それはそれで結構です。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

（半沢正典委員長）それでは、今後のスケジュールにつきまして案1、案2を示しましたが、案2に基づいて今後の委員長報告までのスケジュールを決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日予定しておりました協議事項については以上であります。最後、皆様のほうから何かご発言ありましたら、挙手の上、よろしくお願いいたします。

（羽田房男委員）先ほど資料③の関係で議員に係る経費ということで、共済費のことでお尋ねをいたしました。私の記憶では、平成23年の3月末をもって議員年金が廃止をされたという認識をしておったのですが、山田次長のご説明では平成23年の6月であったということですので、その平成23年3月、年度末といいますか、それをもって廃止になったということについての修正をお願いいたします。

以上です。

（半沢正典委員長）では、そのような形で。ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（半沢正典委員長）ないようでしたら、これをもちまして議員定数に関する調査特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前10時48分 散 会

議員定数に関する調査特別委員長 半 沢 正 典